

玉野市告示第269号

玉野市振興作物生産奨励金交付要綱を次のように定める。

令和6年10月9日

玉野市長 柴田 義朗

玉野市振興作物生産奨励金交付要綱

玉野市雑穀出荷奨励金交付要綱（令和2年玉野市告示第174号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、農家所得の向上による担い手の確保及び農地の遊休荒廃化の防止を図るため玉野市が振興する作物（以下「振興作物」という。）を農業者が生産することに対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、補助奨励交付規程（昭和63年玉野市告示第135号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 奨励金の交付対象となる者は、市内に居住する農業者とする。

（奨励金の区分及び振興作物等）

第3条 奨励金の区分、振興作物及び交付単価は、別表に定めるところによる。

（交付要件）

第4条 奨励金の交付要件は、次に掲げるとおりとする。

（1）市内で生産された振興作物であること。

（2）当年度の営農計画書（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの1の（1）に規定する「水稻生産実施計画書兼営農計画書」をいう。以下同じ。）又は所定の振興作物生産計画書により、振興作物の生産計画が明らかにされ、その生産計画に従い作付されたことが確認できたものであること。

（3）生産された振興作物の品目ごとの出荷先及び出荷量を確認できること。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）当年度の振興作物に係る営農計画書の写し又は所定の振興作物生産計画書

（2）その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適當と認めたときは奨励金の交付を決定し、所定の決定通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告書等の提出）

第7条 奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業完了後速やかに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（1）当年度の振興作物に係る出荷先及び出荷量が品目ごとに明記された書類の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

（奨励金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定に基づき奨励金の額を確定したときは、所定の確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第9条 市長は、前条の確定通知書の通知のあった交付決定者から所定の請求書により請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は奨励金を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）虚偽又は不正な手段により交付決定を受けたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

#### 附 則（平成31年4月26日告示第175号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年6月2日告示第174号）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年10月9日告示第269号）

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

区分	振興作物	交付単価
雑穀	キビ、タカキビ、アワ、白小豆、ささげ豆	10アール当たり10,000円以内
米麦	ハトムギ、モチムギ、黒米、赤米	10アール当たり5,000円以内

備考

- 1 作付面積は100分の1アールを単位（端数切捨）とし、区分ごとの作付面積に交付単価を乗じて得た額を交付する。
- 2 当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付を行う場合、一つのほ場当たり一つの作物のみを交付の対象とする。